

議案第 1 1 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正により会計年度任用職員に対する勤
勉手当の支給が可能となったことを踏まえ、支給に当たっての条例の規定を整備するため、
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 2 1 号）及び
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年君津
市条例第 3 4 号）の一部を改正しようとするものである。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。第5項において同じ。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

5 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の

支給について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条例第15条の2第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第26条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条の2 第15条の2第1項から第3項までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。第3項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

3 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第26条の2第1項において読み替えて準用する同条例第15条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項において読み替えて準用する同条例第15条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同条例第26条の2第1項において読み替えて準用する同条例第15条の2第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第34条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和5年君津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第2項の改正規定中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第22条第1項」の次に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項(同条例第26条の2第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「を除く」を「にあっては、任命権者が定める者を除く」に改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。第34条を除き、以下同じ。)の給与は、法第22条の2第1項第2号に該当する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、同項第1号に該当する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。第5項において同じ。)であつて、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。第34条を除き、以下同じ。)の給与は、法第22条の2第1項第2号に該当する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び</u>期末手当 _____ とし、同項第1号に該当する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬<u>及び</u>期末手当 _____ とする。</p> <p>2 省略</p>

定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

5 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第15条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条例第15条の2第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条の2 第15条の2第1項から第3項までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含み、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。第3項において同じ。）について

準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給与条例の適用を受ける職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮して勤勉手当を支給することができる。

3 給与条例第21条の2及び第21条の3の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第21条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第21号）第26条の2第1項において読み替えて準用する同条例第15条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第26条の2第1項において読み替えて準用する同条例第15条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条例第26条の2第1項において読み替えて準用する同条例第15条の2第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第34条 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 省略

第2条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

*附則第2項関係 職員の育児休業等に関する条例(平成4年君津市条例第2号)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第34条 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

2 省略

* (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3～5 省略

* 第15条は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和5年君津市条例第34号)第2条中令和6年4月1日施行予定の第15条の改正規定による改正後の規定。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 省略

2 給与条例第22条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項（同条例第26条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める者を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第7条 省略

2 給与条例第22条第1項_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く_____。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。